

玖珠町とコミュニティ

生活環境保全に対する協定を締結

玖珠町と玖珠地区コミュニティは、行政と町民の自治組織が協働して、良好な生活環境を維持保全することを目的とした「生活環境の保全に関する協定」を締結しました。

ゴミの不法投棄、絶対にダメ!



定を締結しました。

この度、行政と町民の自治体
が協働して、
良好な生活環
境を維持保全
するための協

廃棄物の不法投棄は法律で禁止されており、違反者には5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金という法律があります。しかし、廃棄物の処理には費用負担を伴うことや、自然環境への悪影響についての意識の低さ等の事情により、不法投棄は後をたたない状態です。

この協定により、住民は不法投棄廃棄物を発見した場合や、不法な廃棄物の焼却を発見した場合には、町に通報するとともに、撤去が可能な廃棄物については、撤去することができます。

不法投棄廃棄物を発見したら

○不法投棄された廃棄物を発見した場合は、住民課環境係へ情報提供する。

○投業者や運搬車両を発見した場合は、投業者の特徴や車両ナンバー等を記録する(必要があれば警察署へ通報)

玖珠町役場住民課環境係

☎ 七二一・一一一三



また、住民はゴミの減量や分

別、河川水質の保全及び地球温暖化等、環境への負荷の低減に関する啓発に努め、町に対して必要な提言を行い、町はその活動に対し、助言その他必要な支援を行うよう努めます。

野焼きはやめましょう!

ごみの野外焼却、いわゆる「野焼き」は、法律で原則禁止されています。可燃ごみは収集場所に出すようにしましょう。

ただし、次のような野焼は除外されていますが、周辺の迷惑にならないよう注意して下さい。

野焼き禁止の例外

- 「とんどさん」などの地域行事など、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うためのもの
- 稲わら・伐採した枝など、農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないもの
- 落ち葉焼き・キャンプファイヤーなど、煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却で、日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの

許される範囲の野焼きであっても、次のことに注意しましょう

- 一度にたくさん焼却しない
- よく乾燥させてから焼却する
- 風向きや時間帯を考慮して焼却する
- 焼却したまま放置しない
- 周辺の住民から苦情がきたらすぐに止める

注意!

発砲スチロール、プラスチック類など、ばい煙や悪臭が発生する野焼きは、県の条例で禁止されています。



「団塊講座」でガーデニング

6月の団塊講座では、飯田元喜氏を講師にガーデニング教室を行いました。

土づくりから種まきのコツ、さし木やとり木の方法など分かりやすく教えていただき、受講者の皆さんは用意された花苗を手に熱心に取り組み、あっという間の2時間でした。

